

端末販売業務協定 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和 8 年度栃木県立高等学校等入学生への 1 人 1 台端末等の販売斡旋業務（以下、「本業務」という。）について、協定の相手方を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から業務協定候補者（以下、「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

端末販売業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 業務協定期間

協定締結日から令和 9（2027）年 2 月 28 日（日）まで

(4) 経費等

本業務に係る経費等は、全て提案者の負担とする。

(5) 担当所属及び問合せ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田 1－1－20

栃木県教育委員会事務局教育政策課

電話 028-623-3571

電子メール ict-suishin@pref.tochigi.lg.jp

3 応募に関する事項

(1) 参加者承諾事項

参加する者は、以下についてすべて承諾すること。

ア 本業務は、全て協定を締結した事業者の責任及び費用の負担において行うこと。

イ 業務協定期間中、注文のあった台数分は全て受注すること。

ウ 生徒・保護者の中には本業務を活用しない場合があること。

エ 栃木県（以下、「県」という。）は、協定を締結した事業者の売上を保証しないこと。（販売残となった在庫端末等の買い上げ保証もしないこと。）

オ 本業務に関する県との協議に柔軟かつ真摯に対応すること。

(2) 参加者資格要件

参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、事務用機器、紙、文具類または電気器具、カメラ類の入札参加資格を有する者であること。または協定締結

時までには資格を取得する見込みであること。

ウ 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

エ 栃木県暴力団排除条例(平成 22 年栃木県条例第 30 号)第 2 条第 1 号または第 4 号に該当しない者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

項目	日程
提案募集	令和 7（2025）年 11 月 10 日～12 月 5 日
質問受付＜任意＞	11 月 10 日～11 月 14 日
質問回答予定日	11 月 18 日
参加表明受付＜必須＞	11 月 10 日～11 月 20 日
参加資格審査結果通知予定日	11 月 27 日
デモ機送付期限＜必須＞	12 月 5 日
企画提案資料提出期限＜必須＞	12 月 5 日
審査	令和 7（2025）年 12 月中旬
書類・実機審査	12 月中旬
選定結果の通知予定	12 月中旬
協定の締結	令和 7（2025）年 12 月下旬

(2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期限：令和 7（2025）年 11 月 14 日（金） 午後 4 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2 (5)に提出すること。

ウ 回答期日：令和 7（2025）年 11 月 18 日（火）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）により電子メールで提出すること。

ア 提出期限：令和 7（2025）年 11 月 20 日（木） 午後 4 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2 (5)

ウ 提出方法：電子メール

※ なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7（2025）年 12 月 5 日（金）午後 4 時までに辞退届（様式は任意）を電子メールで提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、端末スペック表、過去実績表及び企画提案書は電子ファイル（CD-ROM による提出可）で作成し、提出すること。加えて、必須提案機種（合計 3 台）のデモ機を持参または送付すること。

ア 端末スペック表

提案する端末のスペックを別記様式 4、別記様式 5 に記載すること。

様式	端末スペック表_必須提案機種（別記様式 4） 端末スペック表_任意提案機種（別記様式 5）
形式	エクセル形式のまま提出すること
内容	1 は必須。2 は任意。 1. 必須提案機種（別記様式 4） Windows、Chrome、iPad の各 OS 1 台ずつ提案することを必須とする。 ・必須提案機種（別記様式 4）に記載した機種は、デモ機を送付すること。 ・Windows、Chrome は 65,000 円（税込み）（本体＋3 年保証＋送料）以下の機種を提案すること。 ・iPad は 65,000 円（税込み）（本体＋送料）以下の機種を提案すること。 2. 任意提案機種（別記様式 5） 必須提案機種（別記様式 4）以外の Windows 及び Chrome の各 OS それぞれ 2 台まで任意に提案することができる。 ・100,000 円（税込み）（本体＋3 年保証＋送料）以下の機種を提案すること。

イ 過去実績表

過去 2 年間で同種または類似業務の受注実績がある場合、別記様式 6 に記載すること。

様式	過去実績表（別記様式 6）
形式	エクセル形式のまま提出すること。
内容	同種また類似業務の受注実績を記載すること。

ウ 企画提案書

業務仕様書を確認し、以下に従って作成すること。

形式	プレゼンテーション形式、16:9 が望ましい。 参考資料等があれば、併せて提出すること。
内容	以下の内容について、資料を提出すること。 1、2、3 は必須。4 は任意。 1. 販売スキームについて ・端末販売（EC サイト/店舗）⇒決済⇒配送までのフローについて記載すること。 ・生徒・保護者にとって、分かりやすく、安心して、簡便に端末を購入できるよう、販売において工夫している点を記載すること。 ・支払い方法を記載すること（クレジットカード、コンビニ支払い、電子マネー

	ーなど複数ある場合は全て)。 ・ 端末購入に関するサポートデスクの実施体制について記載すること。 2. 保証について ・ iPadOS も含む必須提案機種に設定した保証内容を記載する。なお、具体的な事例を用いて分かりやすく説明すること。 ・ 端末が故障・破損等した場合の対応フローについて記載すること。 3. サポート窓口での対応や配送に要する期間 4. 本業務に関する有益な提案
--	---

エ デモ機

必須提案機種（合計 3 台）は持参または送付すること。なお、デモ機を返却する際の対応を予め県に説明すること。

オ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

(5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出及びデモ機の貸出回収に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

サ 協定業務における制作物の著作権は栃木県に帰属するものとする。なお、協定締結期間終了後、栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

5 協定締結候補者の審査方法

(1) 選定委員会の開催

令和 8 年度栃木県立高等学校等入学生向け 1 人 1 台端末販売業務協定事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案について書面審査（書類とデモ機を用いる。）を実施する。（プレゼンテーションは実施しない。）

選定委員会において協定締結に係る候補者を 1 者選定する。

(2) 審査観点

以下の観点で審査を実施する。

項目				観点	重点	書類等
端末に関する評価	必須提案機種	Windows 1台	価格・スペック等	価格（本体＋保証＋送料）、スペックの高さを総合的に判断	◎	提出書類 デモ機
		Chromebook 1台	価格・スペック等	価格（本体＋保証＋送料）、スペックの高さを総合的に判断	◎	
		iPad 1台	価格・スペック等	価格（本体＋保証＋送料）、スペックの高さを総合的に判断	◎	
	任意提案機種	Windows、Chromebook それぞれ2台まで	価格に対するスペック・デザイン・機種の充実	価格に対するスペックの高さ、生徒にとって使いやすいデザインか生徒・保護者にとっての選択肢の広さを総合的に判断	◎	提出書類
販売・保証に関する評価		販売スキーム		生徒・保護者にとっての購入のしやすさ	○	提出書類
		保証内容		保証条件の広さ、利用しやすさ	○	
		サポート窓口等		生徒・保護者にとっての有益性	○	
その他		過去実績		端末販売事務に関する蓋然性		提出書類
		本業務に関わる有益な提案		有効性・実現性等		

※「重点」：◎…特に審査に重きを置く項目、○…審査に重きを置く項目

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に電子メールで通知する。

6 留意事項

(1) 施策に関する留意

ア 生徒・保護者は、設置した EC サイト等で販売される端末を購入せず、既に保有している端末を使用することや別の場所で購入すること等が想定される。このことから、販売台数は想定より減少する場合があるが、販売減少部分を県が保証して購入するものではない。

イ 本協定に伴う業務は、全て協定を締結した事業者の責任及び費用負担とする。

ウ 協定を締結した事業者は、注文受付締切日までに、注文のあった台数を全て受注すること。

エ 協定を締結した事業者は、本協定に関する県との協議に柔軟かつ真摯に対応すること。

(2) 公募型プロポーザル・審査に関する留意

ア 選定委員会は非公開とし、内容の照会等には答えない。

イ 次のいずれかに該当するときは、候補者としての決定を取り消す。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- ・ 選定委員会またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき
- ・ 協定締結事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、本協定の履行が困難であると県が判断したとき

(3) 協定締結の交渉に関する留意

- ア 栃木県財務規則等に基づいて、県が候補者と協定締結の交渉を行う。
- イ 協定締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
- ウ 協定締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて県から示す。
- エ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

7 その他

プロポーザル参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。